

2 計画策定の趣旨等

(1) 適正化の必要性和計画策定の趣旨

子どもたちが義務教育における集団生活を通して、協調や対立、共感や反発などの多種多様な人間関係を体験し学ぶことにより、社会性・協調性・集団性を培い、成長を遂げていくものです。そのためには、様々な見方・考え方や経験を持っている友達との出会いが大切であり、互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨する教育環境を整えることが重要です。

また、教員と子どもの関係からみると、各学年に複数の学級があり、より多くの教員と触れ合うことができる環境は、子どもたちの個性や持ち味、良さをより発揮し、潜在的な能力や可能性を伸ばしていくことに繋がると考えられます。

こうした学校の役割を十分に発揮するため、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを目指すことが必要と考えています。こうした教育的な観点を踏まえ、市内小中学校の適正化について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、その取組みを円滑に進めるため「南相馬市公立学校適正化計画」を策定します。

一方で、各地区に存在する小中学校は、地域コミュニティの中心となる性質を有し、地域によっては防災拠点や学校開放事業などによる市民スポーツの拠点などの副次的な性質を合わせ持っており、この学校適正化については、保護者や地域住民の理解と合意に基づいて実施することが肝要です。

このため、小中学校の現状や今後の児童生徒数推計に加え、適正化の実施手順を示し、保護者や地域住民の意見・意向が反映されるとともに、保護者や地域住民、行政が一体となって取り組んでいくため本計画を策定するとともに、今後、合意が得られた地区については、適正化の実施時期を示した「(仮称)地区再編計画」を策定します。

(2) 計画の期間

学校適正化の対象となる地域の合意を前提とし、学校適正化の推進期間として、平成31年度(2019年)から平成38年度(2026年)の8年間とし、平成31年度から平成34年度までを前期期間、平成35年度から平成38年度を後期期間とします。



なお、合意が得られた適正化対象地区ごとに、推進期間内において、具体的な学校再編時期を示した「(仮称)地区再編計画」を策定します。

(3) 計画の見直し

国の教育制度改革や福島県の学級編成基準等の見直し、地区の合意が得られない場合、行政や民間事業者による宅地開発等に伴う児童生徒数に大きな影響があることなど、特別な事由がある場合には、計画の見直しをすることがあります。